

公表監第2号

地方自治法第199条第7項の規定により報告した財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和5年7月3日

| | |
|---------|------|
| 西宮市監査委員 | 石原俊彦 |
| 同 | 佐竹令次 |
| 同 | 板戸史朗 |
| 同 | 中村衣里 |

| 措置を講じた部局又は団体 | 監査結果報告日 | 監査結果公表日 | 措置通知受理日 |
|----------------------|------------|------------|-----------|
| 阪急バス株式会社 | 令和4年11月21日 | 令和4年11月22日 | 令和5年5月29日 |
| 西宮市土地開発公社 | 令和4年11月21日 | 令和4年11月22日 | 令和5年5月22日 |
| 社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団 | 令和4年11月21日 | 令和4年11月22日 | 令和5年5月25日 |

措置の内容

別紙のとおり

西管発 第23号
令和5年 5月22日
(2023年)

| | |
|---------|-------|
| 西宮市監査委員 | 石原俊彦様 |
| 同 | 佐竹令次様 |
| 同 | 板戸史朗様 |
| 同 | 中村衣里様 |

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 財務局 |
| 2 監査結果報告名 | 出資団体監査結果報告 (西宮市土地開発公社) |
| 3 監査結果提出日 | 令和4年11月21日報告監第5号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

出資団体監査結果報告に基づき講じた措置
(令和4年11月21日報告監第5号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P22

1 諸規程の整備と遵守

事務処理について、その根拠となる明確な規定がなく、慣例に依拠して行われているものが見受けられるので、現在は正しく処理されていても、今後担当者の交代などにより、適正な処理が行われなくなることが懸念される。誰が行っても正しい処理が担保されるように、より明確な規定の整備に努められたい。

また、日々の事務処理に当たっては、処務規程等を常に確認し、遵守するよう心掛けられたい。

(講じた措置)

事務処理については、業務実態と整合させるため、処務規程、会計規程及び業務方法書をそれぞれ改正し、改善を図りました。今後も常に処務規程等を確認し、遵守するよう心がけてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P22

2 適正な支出事務

工事出来高の確認において、工種別に金額を精査していない事案が見られたので、適正な事務処理に努められたい。

(講じた措置)

工事出来高の確認については、担当や決裁権限者による内容の精査を徹底するよう確認し、適正な事務処理に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P22

3 適正な契約事務

(1) 適正な文書管理

宅地造成事業に係る基本協定書が所在不明となっている事案が見られたので、文書管理のあり方を見直し、適正な管理に努められたい。

(講じた措置)

契約書、基本協定書等永年保存が必要な文書について、保存年限の異なるファイルに混在していたものを分類し直すなど、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P22

3 適正な契約事務

(2) 入札に係る事務処理の適正化

入札通知書の記載誤りが見られたので、法令等は頻繁に改められていることを十分に認識し、適正な事務処理に努められたい。

(講じた措置)

入札通知書については、通知書の記載誤りを修正し、改善を図りました。今後も、法令の改正等状況の変化に応じ、適正な事務処理に努めます。

(要改善事項)

監査結果報告書 P22

3 適正な契約事務

(3) 事務費の明確化

事務費については1で述べたように、必ずしもその基準が明確ではないものが見受けられるとともに契約書でも定めていない事案が見られたので、明確になるよう検討されたい。

(講じた措置)

事務費については、各事業ごとに改めて整理し、その基準を明確にしました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P23

4 備品等の適正な管理

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品を廃棄する際には、手続が確実に行われるよう、管理体制を整備されたい。

(講じた措置)

備品管理については、再度内容点検を実施し、今後も漏れのないよう確認してまいります。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P23

甲子園浜下水処理場用地のうち不要となった5.6haについては、西宮市土地開発公社の甲子園浜1丁目土地活用事業として、平成21年7月に事業用定期借地権設定契約を民間事業者と締結し、元年7月末まで10年間の暫定利用が行われていた。市は、当該用地を多目的グラウンドを含む都市公園として整備することとし、第5次西宮市総合計画の計画期間(元年度～10年度)の中頃から事業に着手する方針を立て、その間は現借受事業者による暫定利用を継続することとした。これを受け西宮市土地開発公社は、市からの依頼により、元年7月末までであった事業用定期借地権設定契約を4年12月まで延長している。

その後、市は事業化に向けて検討を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、今後の財政状況が厳しくなると予測されていることから、5年を目途に計画を先に延ばし、暫定利用についても再延長することとした。

この土地の取扱いは、市の意向により定められるものであり、かつ、現在は年間1億2千万円の借地権料の収入があるため、市にも公社にも財政的な損害は生じていないが、社会情勢や借受事業者の意向によっては、かつて塩漬土地と言われたような不良資産となってしまう

う可能性もないとは言えない。したがって、市とも十分に連携して、長期保有土地の早期解消に努められたい。

(講じた措置)

甲子園浜1丁目の公社保有地については、今後とも市と連携し、早期の買戻しに繋がるよう調整してまいります。